

○財務省告示第二百二十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年三月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年四月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百一十一回、第二百二十四回、第二百二十六回、第二百二十八回、第二百三十四回、第三百三十八回、第三百四十一回、第三百四十九回及び第五百十回）、利付国庫債券（三十年）（第十回、第十一回、第十四回、第十八回、第十九回、第二十回、第二十六回、第二十七回、第三十回、第三十一回、第三十二回、第三十四回、第三十五回、第三十六回、第三十七回、第三十九回、第四十回、第四十一回及び第四十二回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第四回及び第六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す

（（利 回第二付 百十年国 三庫） 十債 八券	（（利 回第二付 百十年国 三庫） 十債 四券	（（利 回第二付 百十年国 二庫） 十債 八券	（（利 回第二付 百十年国 二庫） 十債 六券	（（利 回第二付 百十年国 二庫） 十債 四券	（（利 回第二付 百十年国 二庫） 十債 一券	名称及び記号
一・五%	一・八%	一・九%	二・〇%	二・〇%	一・九%	利率（年）
日年平 六成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	十年平 日十成 二月十二	日年平 九成 月四 二十二	償還期限
五億 円	三十億 円	五十億 円	百十二億 円	九十五億 円	円百九十五億	（発行 額面金額）

（別表）

十八 元利金支
十九 払場所
十九 入札参加
二十 払込期日

平成二十七年三月十二日

財務大臣から通知を受けた者

月十日午前九時以前に訂正され
た場合には、訂正後の当該単利
利回り）とする。
日本銀行

（（利 第三付 三十年 一）回 ）券 ）	（（利 第三付 三十年 ）回 ）券 ）	（（利 第三付 二十年 七）回 ）券 ）	（（利 第三付 二十年 六）回 ）券 ）	（（利 第三付 二十年 ）回 ）券 ）	（（利 第三付 十九年 ）回 ）券 ）	（（利 第三付 十八年 ）回 ）券 ）	（（利 第三付 十四年 ）回 ）券 ）	（（利 第三付 十一年 ）回 ）券 ）	（（利 第三付 十年 ）回 ）券 ）	（（利 第二付 百十年 五）回 ）券 ）	（（利 第二付 百十年 四）回 ）券 ）	（（利 第二付 百十年 四）回 ）券 ）
二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 一 %	一 ・ 四 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %
日年平 九成 月五 二十一	日年平 三成 月五 二十一	日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九	日年平 九成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十六	日年平 六成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十五	日年平 九成 月四 二十六	日年平 六成 月四 二十六	十年平 日十成 二月四 十二四
百 三十 億 円	二 億 円	三 十 五 億 円	五 十 億 円	円百 二十 三 億	八 億 円	四 十 億 円	円百 三十 五 億	二 十 九 億 円	五 十 億 円	百 十 一 億 円	百 億 円	十 五 億 円

（利付第四十六回） （国库庫債券）	（利付第四十回） （国库庫債券）	（利付第四十回） （国库庫債券）	（利付第三十四回） （国库庫債券）	（利付第三十四回） （国库庫債券）	（利付第三十四回） （国库庫債券）	（利付第三十回） （国库庫債券）	（利付第三十回） （国库庫債券）	（利付第三十回） （国库庫債券）	（利付第三十回） （国库庫債券）	（利付第三十回） （国库庫債券）	（利付第三十回） （国库庫債券）
一・九%	二・二%	二・四%	一・七%	一・七%	一・八%	一・九%	一・九%	二・〇%	二・〇%	二・二%	二・三%
日年平三成 月六二十五	日年平三成 月六二十三	三平月成 二六十年	日年平三成 月五二十六	十年平日十成 二月二十五	日年平九成 月五二十五	日年平六成 月五二十五	日年平九成 月五二十四	日年平三成 月五二十四	日年平九成 月五二十三	日年平三成 月五二十三	日年平三成 月五二十二
七十五億円	億三百四十三円	二十五億円	円百五十四億	億三百八十七円	八十七億円	七十七億円	六十二億円	十億円	十億円	二十五億円	億四百二十五円